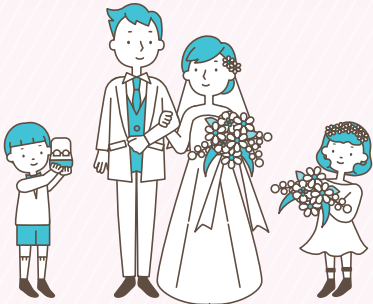


結婚を応援するボランティアを募集します！



高森町と近隣市町村は、結婚を希望する独身者の出会いを応援するため、「くまもと出会いサポートセンター Kumarry(クマリー)」を共同で運営しています。お見合いへの立会いや交際成立後のフォロー、婚活イベントの運営サポートなどにご協力いただける「くまもと出会いサポーター」を募集しています！また、養成講座も開催予定です。出会いや結婚を応援したい方はぜひご応募ください！



- 募集期間 7月21日(月・祝)まで
- 養成講座
 - 日時：7月26日(土)10：00～13：00
 - 場所：熊本市役所本庁舎4階モニター室(熊本市中央区手取本町1-1)
 - 内容：
 - ・独身者の実態から見える結婚支援の必要性
 - ・「くまもと出会いサポートセンター“Kumarry”」について
 - ・「くまもと出会いサポート」の活動内容について
 - ・システム操作について

問 くまもと出会いサポートセンター Kumarry ☎096-326-3378
E-mail : kumarry@kumarry.com
住民福祉課 子ども未来係 ☎0967-62-2911

年金だより



年金

年金を受けている方が亡くなったときは…

年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、「受給権者死亡届(報告書)」の提出が必要です。
また、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込まれた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

【未支給年金を受け取れる遺族】

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた
①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他(左記以外の3親等内の親族) です。
※未支給年金を受け取れる順位もこのとおりです。

【必要な書類】

○死亡の届出

- ・年金証書
- ・死亡の事実を明らかにできる書類
(住民票除票、戸籍謄本、死亡診断書のコピーまたは死亡届の記載事項証明書のいずれか)

○未支給年金請求の届出

- ・亡くなった方と請求する方の続柄が確認できる書類(戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写しなど)
- ・生計を同じくしていたことがわかる書類(亡くなった方の住民票の除票および請求する方の世帯全員の住民票の写し)
- ・受け取りを希望する金融機関の通帳
- ・亡くなった方と請求する方が別世帯の場合は「生計同一関係に関する申立書」

ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください

問 熊本東年金事務所 ☎096-367-2503